

総務経済常任委員会会議記録（概要）

平成28年10月14日（金）

開 会（午後1時0分）

【議 事】

○特定事件「危機管理・防災について」

台風第9号の被害の検証について

青木委員長

初めに、審査方法等について、協議会を開くこととしてよろしいですか。

（委員了承）

休 憩（午後1時1分）

（休憩中に協議会を開催し、審査方法等について協議を行った。）

再 開（午後1時30分）

【概要説明】

石川総務部危

それでは、被害状況の概要説明をさせていただきます。お手元に配布さ

機管理監

せていただいた資料は、1カ月程前に8月22日現在で議会にもお示しした資料について、更に情報を整理、補足等をし、9月30日現在でまとめたものです。

初めに、当日の気象概要、警報注意報等ですが、8月22日の午前4時25分に大雨警報（土砂災害）が発令されました。続いて、土砂災害警戒情報、それから午後0時19分には埼玉県に記録的短時間大雨情報等が出されたところですが、これに対応しまして、午後3時15分に災害対策本部

を設置しました。当日の1日当たりの降水量208ミリは、観測史上第3位ということです。あわせて1時間あたりの最大降水量は76.5ミリと、こちらは観測史上第1位という状況でした。

続いて人的、物的被害です。主に河川氾濫、内水氾濫等によって生じた被害ですが、人的被害については軽傷者が1名、住宅被害については、全壊1棟、半壊3棟、一部損壊8棟、床上浸水121棟、床下浸水481棟と合計で614棟と把握しています。それから家屋の傾斜が荒幡地区、これは川島田橋のすぐ上流ですが、家屋が1棟傾くということがありました。これは台風が襲来した翌日の8月23日未明でした。第一段階としては、埼玉西部消防局による避難指示を現場で行い、一時は荒幡会館に13世帯29名が避難をしたという状況でした。その後、知人や親族等の家に避難され、24日には8名が老人憩の家あづま荘に移転をしています。9月12日には全ての避難者が退去され、避難所を閉鎖しました。それから、傾いた家屋に対する対応ですが、8月27日から29日の間に川越県土整備事務所のほうで当該家屋の解体等を行い、今は既に建物はありません。これに伴って、危険がさらに広がる可能性もありましたので、県と市と消防が交代で現場の状況を監視していました。当初は24時間監視体制でしたが、9月中は1日3回、隣接家屋の傾斜角を測定しておりました。その後、傾斜がほとんど変化しないことから、10月からは1日1回で継続中です。

次に、河川氾濫があったのは、東川の弘法橋、開明橋、境橋付近等です。

柳瀬川については山王橋、勢揃橋、二瀬橋等々です。そのほか、砂川堀、不老川等で河川氾濫が起っていました。それから護岸崩壊については、東川については亀ヶ谷の稻荷橋下流、柳瀬川については、荒幡の西ヶ谷戸橋上流、川島田橋上流等々です。土砂崩れ等ですが、危機管理課で得た情報の中では、上山口が2カ所、三ヶ島が1カ所です。榎町1カ所では屋上設置の屋根材の落下等がありました。下水道については、マンホール蓋の浮上、汚水の逆流等、合計で31件です。

農作物については、ちょうど端境期であったため、被害は少なめであったということです。農地の浸水等の被害面積は約3ヘクタール、農作物への被害というのは0.5ヘクタール程度と捉えています。

当日の避難者受け入れですが、先程の荒幡地区とは別に、10校の小学校、南陵中、保育園、幼稚園、まちづくりセンター3カ所の計16カ所開設し、合計164名が一時避難をされました。いずれも当日の夕方には全ての避難者が全員帰宅されました。また、山口西保育園の床上浸水に伴い、株式会社山本製作所に園児63人、職員16人が一時避難をさせて頂いたということがありました。

次に、公共施設の被害状況ですが、多くの施設で雨漏り等の被害がありました。それから道路、鉄道の関係ですが、道路冠水による通行止めは、所沢警察署が通行規制を行ったものが、国道2カ所、県道1カ所、市道4カ所ということでした。鉄道については、一時不通になりましたが概ね当日解消されました。しかし、西武多摩湖線については、9月6日に運転を

再開するまでは、法面崩壊により不通になっていたという状況です。全体の被害状況については、説明は以上です。

【質 疑】

桑島委員

まず今回の降水量ということだが、観測史上第1位と第3位ということだが、これの観測点はどこになるか。

石川総務部危機管理監

これは勝楽寺ということですが。恐らく狭山湖の管理事務所あたりかと思っています。

桑島委員

これは気象庁のアメダスデータか。

石川総務部危機管理監

そのとおりです。

桑島委員

ほかにポイントはありますか。

石川総務部危機管理監

ほかには市役所にあります。これは日本気象協会の雨量計です。あと埼玉西部消防局にも雨量計があります。

桑島委員

1つ目は、市役所の雨量計の1時間降水量は、やはり今回最大だったの

か。これはどういうふうに点を取っているか。何分間隔で取っているのか。
勝楽寺よりこちらのほうが旧町の溢水地域では、より正確なデータの可能性
があると思う。

2つ目として、これは確かに76.5ミリというのは観測史上第1位、
勝楽寺のポイントだが、70ミリを超えたことは過去にも何回かあるのか
把握しているか。

石川総務部危
機管理監 時間あたりの雨量で言いますと、75ミリというのが、平成4年7月1
5日です。その次が67.5ミリというのがありまして、こちらは平成2
2年7月5日です。

桑島委員 この平成4年の時は東川の水の貯水事業というのはまだなかったか。

石川総務部危
機管理監 そのとおりです。

桑島委員 平成22年の時はあるか。この時は今回の旧町地区のような被害はあつ
たのか。何もなかったのか。

石川総務部危
機管理監 あったと思います。以前に河川氾濫で被害が生じたというデータがあり
ました。それを見ますと、前回の浸水した地域とほぼ同じ面積、エリアが

浸水をしています。逆に言えば、年が符合するかわかりませんが、平成15年8月、更にその前は平成4年7月に浸水が起こっていますが、今回はその時とほぼ同じ範囲のところが浸水に遭っているということです。ただ、私の手元の情報ですと、先ほどの数値とは違ってしまうかもしれませんが、平成15年の時には3時間雨量が85ミリ、今回は149ミリというデータがあります。要は3時間雨量が2倍近い状況であったにもかかわらず、その浸水範囲がほぼ同じぐらいで済んだということで地下河川を設置した効果はあったのではないかというような話も聞いています。

須田危機管理
担当参事

平成4年7月15日の豪雨により水害という記録が残っています。梅雨末期の大気的不安定な状態が市内各所に局地的な豪雨をもたらしました。特に午後8時から午後9時までの1時間あたりの降雨量は市の観測史上類を見ない75ミリという驚異的な数値を記録し、各所で被害が続出しました。被害状況ですが床上の浸水が92棟、土砂崩れが1カ所、床下浸水が144棟、橋の欄干流出が1カ所、店舗等への雨水浸入が73カ所、道路被害が21カ所、河川の護岸崩壊が3カ所、ブロック塀の倒壊が3カ所、以上のような被害状況でした。

桑島委員

この地下河川の想定降雨量というのはいくらに設計されていたのか。

石川総務部危

時間50ミリと聞いています。

機管理監

桑島委員

実際問題として、平成22年7月5日が67ミリで、平成4年が75ミリ降っているのだから、50ミリとは想定するのも少し不合理な感じがするが、最大降水量に合わせて普通は設計するのだけれど、一応50ミリということか。

石川総務部危

そのように聞いています。

機管理監

桑島委員

平成4年のデータというのは、当然ながら地下河川の設計に織り込めるような数値だということは考え、想定としてはし易いということか。

石川総務部危

そのとおりです。

機管理監

荒川委員

荒幡地区の家屋の傾斜というのは、全壊1棟ということか。

須田危機管理

そのとおりです。

担当参事

荒川委員

半壊というのはどこか。この隣か。

須田危機管理
担当参事

両脇の2棟が半壊と、もう1棟は把握できていません。

島田委員

その隣の2棟の半壊も撤去されたのか。

石川総務部危
機管理監

現状ではまだ撤去されていません。県が用地買収等の交渉をしている段階であると聞いています。それが終わり次第、撤去という話になると思います。

荒川委員

その場合の撤去費用は、県の責任で撤去してくれるのか。

石川総務部危
機管理監

そのとおりです。

秋田委員

台風のこの件で所沢市は県といろいろやり取りすると思うが、どこが窓口で一本化されているのか。例えば建設も危機管理も色々とやっているのか。ほかにもまだやっているのか。

石川総務部危機管理監	概ね危機管理課が窓口になっているつもりですが、ただ河川の話ですと直接建設部の方に話が来ている場合もあります。
秋田委員	その建設部に来た話は、危機管理監は承知しているのか。だいたい内容を把握しているのか。
石川総務部危機管理監	把握しています。
秋田委員	密に連絡は取られているということによろしいか。
石川総務部危機管理監	そのつもりです。
荒川委員	災害の被害者支援法というのがあるが、それは主に建物の全壊、半壊だけではなくて、床上浸水、床下浸水とか色々あると思うが、概要について伺いたい。
石川総務部危機管理監	被災者生活再建支援法というお話だと思いますが、基本的には適用の範

機管理監 囲は、住家が全壊した場合です。なおかつ、単独ではなくて、10世帯以上が全壊した場合、適用の対象になってくるということです。

荒川委員 所沢市の今回の被害では適用されないということか。

石川総務部危 被災者生活再建支援法については適用の範囲外となりますが、これを補
機管理監 完する制度として、埼玉県市町村被災者安心支援制度というのがあります。こちらの方については、1世帯の被害からでも利用可ということですので、適用の可能性のあるものと考えています。

荒川委員 それは100万円とか200万円とか50万円とかあるが、基金を活用してやるのはそんなものか。

石川総務部危 全壊の場合は100万円、大規模半壊の場合は50万円と聞いていま
機管理監 す。これに加えて住宅の再建方法、建設、購入など、方法に応じて最大200万円が加算されるということで、全壊の場合で最大300万円が支給される可能性があるということです。

荒川委員 半壊と大規模半壊とあるが、その違いはどこか。

石川総務部危機管理監 実はこちらのほうは罹災証明として資産税課の方で状況を見極めての判断になりますので、詳しいことはわかりません。

荒川委員 住家の損害払いの40%以上の場合を大規模半壊とって、それ以下は半壊とって、これを申請した場合とも同じ、この場合は大規模半壊と捉えるというのが、床上浸水が1mまでを大規模半壊と捉えるようである。そうすると大規模半壊までは補償してくれるらしいが、その際、罹災証明書は床上浸水何mという証明はないのか。どうなっているのか。

須田危機管理担当参事 先程申し上げたとおりで、資産税課の方が所管してしまして、詳しいものはこちらではわかりかねます。

荒川委員 床下床上とか、それだけで何センチとかない。そういう場合、大規模半壊並みだったら、補償、支援してもらえるのに、そういうことの判定ができないのではないかと。

石川総務部危機管理監 罹災証明上は確かに大規模半壊という形でしか出していません。ただ判定においては、国のほうから浸水等による住宅被害の認定について弾力的な運用をするようにという話も来ていますので、この辺を十分尊重して資産税課の方では証明を発行しているものと思われまます。

島田委員

当日の市の担当部署にも色々情報が入ってきて大変だったかと思うが、当日の動きについてもう一度説明していただきたい。

石川総務部危
機管理監

当日の少し細かい部分での動きですが、まず当日午前4時25分に大雨警報が発令され、3名の職員が参集して情報収集などの体制を取ったところでした。それから午前11時45分に土砂災害警戒情報等が出されましたので、これに伴って、防災行政無線やほっとメールなどで情報発信をいたしました。さらに午後0時19分、埼玉県に記録的短時間大雨情報が出され、その後、市内各所の氾濫等の情報が寄せられました。危機管理課では職員を2班体制に分け、被害状況の巡回、巡視を行ったところでした。その後、午後3時15分に第1回の災害対策本部会議を開催しました。

島田委員

その後も台風が来て、災害対策本部会議を開催していたが、台風被害を受けて見えてきた課題や問題点にはどのようなものが挙げられたのか。

石川総務部危
機管理監

まずは、問い合わせ等では危機管理課、土のうについては道路維持課等へ電話が集中した状況があり、職員も電話対応でかかり切りになってしまいました。今後、特に危機管理課においては非常時には回線を増やし、別室で電話を受ける体制を作り、問合せ等の電話については応援職員が対応し、危機管理課職員は収集した情報を元に指示を出すなどの対応をしようと考えています。また、直接現地に行かずとも、各まちづくりセンタ

一では地域の被害情報が入っており、また、こちらからまちづくりセンターに情報を提供したほうが市民に伝わりやすい部分もありますので、その辺の情報共有をしっかりとしていこうと考えています。

島田委員

まちづくりセンターとの情報共有ということで、今後、備品を揃えるなど、新たな対応策については話し合ったか。

石川総務部危機管理監

備品という話までしていませんが、今回、各まちづくりセンターに自主避難をしてきたという状況が結構ありました。まちづくりセンターは現地災害対策本部という位置づけはしていますが、一時的な避難者を受け入れるという位置づけにはなっていなかったなので、これから位置づけを見直して、備蓄品なども用意をしておく必要があると思います。

島田委員

県との連携も特に大事になってくると思う。私たちも現地調査を考えている。今回いろいろと問題点があったかと思うが、県との連携において見直すべき点や改善点など何か見えてきたものはあるか。

石川総務部危機管理監

県とは、被害状況や本部設置の状況などをオンラインで繋ぐシステムがあります。情報を県に素早く伝えつつ、必要に応じて県から支援を受けるため、そのシステムをさらに活用するというのが、今後の課題かと思っています。

島田委員	県からの支援というのは、具体的にどういったものが想定されるのか。
石川総務部危機管理監	今回の台風第9号については、早急な河川改修、あるいは護岸の崩れ等を直していくという部分だと思っています。荒幡地区の川島田橋上流については、当日朝から県の職員も来て、現地を確認していますので、その辺の体制というのは、しっかり取れていたのかと思います。県は併せて、当日の柳瀬川、東川の一通りを確認していますので、上流から下流まで、そういうことも連携はできていると思います。あとはもっと大規模な災害になれば県から物資の輸送等も期待できるとしています。
須田危機管理担当参事	県との連絡ですが、情報連絡員ということで近くにいる県の職員が所沢市に来てその対応をするというような決まりにはなっています。
石川総務部危機管理監	県庁には、例えば所沢市に住んでいるが県庁に勤務している職員や、県庁以外の県の施設に勤務している職員もいますので、そのうちの3名が所沢市の担当と割り当てられています。何かあればその3名の所沢市在住の県職員がこちらに来て情報収集をし、連携をするという仕組みは既にできています。今回はこちらに来るタイミングではなかったようです。
島田委員	除塵機が詰まってしまい、職員もお昼ぐらいにみえたと言っていたが、

河川課から川越県土整備事務所に情報提供されたのか。

石川総務部危
機管理監 除塵機の管理に関する指示というのは、議場でもご質問があったかと思
われますが、8月19日、当日は22日ですが、19日の午後に県から所
沢市内の委託業者に指示があったと聞いています。なおかつ、8月22日
当日の朝には、再確認の指示がされていると、そういう話で基本的には県
のほうから、県自らという場合もあるかとは思いますが、委託業者に現場
に行くようにという指示は既にされていたということです。

島田委員 その委託業者というのはどちらかわかるか。

石川総務部危
機管理監 名称については存じ上げません。

福原委員 9月議会の一般質問で出たかもしれないが、床上床下浸水の原因という
か、河川の氾濫によるものなのか、それともほかの原因なのか、わかる範
囲で伺いたい。

石川総務部危
機管理監 河川氾濫によるものが、エリアの数で申しあげますと16カ所、いわゆ
る下水等の内水氾濫によるものが10エリアと把握しています。なかなか
難しいのは、川沿いは大体が低くなっていますので、そこに水が流れ込む

のと、河川が氾濫してくると、はっきり判別がつきにくいという部分はあるかと思います。

福原委員

河川の方は溢れたら影響が出るというのは理解できる。しかし、下水のキャパシティがいっぱいになって溢れてくると、それを防止するためには、流す川がないというのものもあるかもしれないが、何か今後の対策というのは検討されているのか。

石川総務部危機管理監

そちらの専門分野ではありませんが、1つは、今の都市の状況というのはアスファルトなど吸水性のない状態で覆われていますので、浸透枮を要所所に設置するとか、これは担当がそう思っているかはわかりませんが、道路などのアスファルトを浸透性にするとか、そういった方法もあると考えています。

福原委員

具体的なものはまだ検討していないという状況か。

石川総務部危機管理監

具体的なものは私のほうからは言えませんが、今回これだけの雨量があつて、市内のどの箇所に浸水があつたというのは、明確にわかる状況になっていますので、それぞれの地域について原因を分析し、今後しっかりした対策をしていくべきと考えています。

福原委員

公共施設の被害状況で雨漏りが多くあるが、どういう状況なのか。

石川総務部危
機管理監

通常の雨ではなく、吹き込んでくる雨だったことが、要素として大きかったのかと思います。通常であれば屋根の方を流れて下に落ちますが、雨どいが少し壊れ気味であったとか、普通の家屋でも横殴りの雨であれば、それが隙間から入ってきて屋根裏に溜まるという状況などが原因かと思っています。1点補足ですが、資料の小・中学校のところに天井ボードの落下とありますが、これは所沢中学校の体育館です。通常の雨漏りというよりは、隙間から入ってきた雨が天井裏に溜まった状態で、その重みでボードが落下しました。幸い怪我人はいませんでした。このようなケースもありますので、そうならないようにしていくことも必要だと思います。

松崎委員

公共施設の被害状況のところだが、既に復旧が全部済んでいるのか、あとおよその総額、金額的なもの、保険でできたものもあるだろうし、職員がクリーニングしたとか、文字だけではわからないので数字で教えてほしい。

石川総務部危
機管理監

この辺りの対応状況についてはデータが集まっていますが、基本的にはそれぞれの修繕費等で対応しているかと思います。ただ修繕費で足りない場合は来年度予算の中でお願いする等、しっかりした対応を取っていくものと思われま。

松崎委員

この中でも特に金額の多そうなものはどの辺りか。

石川総務部危
機管理監

西部クリーンセンターで、不老川が溢れて地下に水が溜まったというの
がありました。既に復旧はしているという話ですが、金額としてはある程
度かかったのかと思われます。

松崎委員

電話について、電話がいっぱいになってしまうと発信もできなくなるの
か。発信はまた別にできたのか。

石川総務部危
機管理監

基本的には全部の電話を対応に使っている状況になりますので、発信も
現実的にはできない状態です。電話を空かせるというためには、かかって
こない電話をつくる必要があると思います。通常 of 危機管理課の電話番号
ではなくて、それ以外の予備に用意した電話等で本来の危機管理課の業務
を行うような対応になっていくものと思われます。

松崎委員

新しい番号を特別に増やすということか。

石川総務部危
機管理監

危機管理課と同じ4階のフロアに、分室という小さな部屋がありますの
で、そちらの方に既に5本の電話が用意してあります。そちらに切り替え

ることによって対応が可能ということです。

松崎委員

先程の県との情報共有でシステムを更に活用していきたいとの答弁があったが、更にとすることは既に現時点でシステムを使っている上で、使い勝手が悪いとか何か改善点があったのか。

石川総務部危機管理監

今まで不十分な活用であったという意味では決してありません。ただ情報を入れるのが少し遅れてしまうとか、そういうこともあったかと思えます。電話対応などで人手が足りず、リアルタイムで情報を発信できなかったようなこともありますので、そういった意味では電話対応にかかる人手をこちらに振り分けることもできますので、情報発信、あるいは情報の受けをなるべく迅速にできるようにやっていけば、結果的に活用ができると考えています。

島田委員

県の情報連絡員の市内3名の方という話だったが、今回この規模でこちらに出向かれないということになると、どんな時に来てくれるのか。基準はあるのか。

須田危機管理担当参事

情報連絡員の協力ですが、勤務時間外に大規模地震や相当規模の風水害等が発生した場合、市町村に入る情報の収集及び県への報告にあたるため市町村役場の近くに居住する県職員が市町村との連絡のために参集する

ことになっており、「相当規模」という表現になっています。

島田委員

勤務時間外ということは、その時にカバーしてくれる要員であって、こういう大規模災害級なものが起きたからといって、何か県と調整して窓口になってくれるというわけではないのか。

石川総務部危機管理監

あくまでもこの規定に沿ってという形ですので、全ての場合についてカバーしているということではないと思われま

粕谷委員

所沢市にはそんなに大きな川があるわけではないが、市内の主な川はだいたい氾濫しているような状況で、今までそんなことはあまりなかったような気もする。これを受けて今後どうしていくか、根本的な解決方法として、例えば所沢市の、役所の中の連携をどうしていくか、何かそういう動きがあるのか。それから県や国に対しての働きかけを既にしたのか、これからしようとしているのか。その辺のことを伺いたい。

石川総務部危機管理監

庁内での根本的な解決に対する連携という点では、まだ特に動きはありません。あくまでも現時点では例えば消防団の活用であるとか、消防団と西部消防組合の連携などが課題でありますので、昨日も埼玉西部消防組合と打ち合わせをしたところです。消防団が災害の時に有効に活動できるように連携を取っていくというような話は進めているところです。そういう

意味では対症療法的な部分になります。あとは議場でも御答弁させていただきましたが、川越県土整備事務所に、9月9日、市長が直接参りまして、早急な対応を取って頂くように、あるいは市民に対する説明会を行っていただくように、そういう要望をしたところです。

粕谷委員

早急な対応を要望したということだが、実際に川が氾濫していく、そこが大きな要因だったのかなという気がする。雨水を川の方で飲み込めなかった。その辺は所沢市でできることと、県や国でしかできないことというのが出てくると思う。その辺を所沢市として動いているのか。

石川総務部危機管理監

所沢市単独では、いろいろ難しい部分もあります。今後に向けての対策として、河川下水道事業調整協議会というものを立ち上げるべく設立準備会を9月23日に行いました。これは埼玉県の河川砂防課と川越県土整備事務所、市のほうは上下水道部、建設部等が参加しての設立に向けた準備会を行ったと聞いています。この中でそれ相応のインフラ的な部分の整備は更に進んでいくと思っています。

荒川委員

災害救助法を適用するかしないかというのは県が判断するが、所沢市は最初の報告でこれは適用しないとしているわけだが、その後の水位は増えているようだが、その辺については検討されたのか。

石川総務部危
機管理監

要件に満たされそうもないということで、検討は行っていません。

荒川委員

担当者の理解度によって、どうしようもなくということもある。例えば、災害救助法というのは全壊が何世帯以上とか、いろいろ見ると例えば床上浸水が3件で全壊1とするとかそういう計算になる。先程の支援法とか色々な通達があって、そのこのところを初めから無理と言わないで探求してほしい。ここが危機管理課の仕事だと思う。土のうとかいろいろあるが、これはほかの人はできない。その辺のところに精通してもらいたい。

石川総務部危
機管理監

基準があって、その運用について国のほうから来ているかと思えますので、県などにも確認しながら、可能性についてはさらに調べてみたいと思います。

【質疑終結】

休 憩（午後2時25分）

（説明員退席）

再 開（午後2時28分）

秋田委員

除塵機について、8月19日に県から委託業者に連絡があり、なおかつ8月22日に確認をしたと言うが、その業者がどこかについては知らないと言う。そういうことを知ることも必要だし、県の職員から聞いた方がよいと思うので、参考人として呼んだほうがよいと思う。

荒川委員

受けた業者が身の危険を感じたので、行かなかったと聞いている。

桑島委員

身の危険を感じるようなときは、役所の職員が行かなければいけないと思う。

秋田委員

そのようなことも、委員間で共有しなければならない。

桑島委員

そもそも、平成4年に75ミリの時間雨量がありながら、50ミリの設計をしたということはある得ないことである。防波堤でも100年に1度を想定している。過去100年の最大雨量に対応しなければならないのに、平成4年の75ミリに対し、50ミリを想定したというのは、50ミリというのが間違いなのか、なぜ75ミリ設計にしなかったのか、聞いてみたいポイントの一つである。

福原委員

河川下水道事業調整協議会の設立準備会について、入手した資料によると、100ミリ安心プランの可能性検討、とある。100ミリということを県は意識しているのか、していないのか、その辺も含めて聞いてみたい。

青木委員長

特定事件「危機管理・防災について」のうち、「台風第9号の被害の検

証について」に関し、地方自治法第109条第5項の規定に基づき、参考人として埼玉県県土整備部川越県土整備事務所の担当職員の出席を求め、意見を伺いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(委員了承)

青木委員長

【参考人招致の日程】

来る11月21日に委員会を開催し、参考人招致をすることによろしいか。

(委員了承)

散 会 (午後2時32分)